あきた材サポーター登録実施要領

制　　定　令和７年４月１日　林産－９２５
一部改正　令和８月 10 月１日　林産－９３５

第１　趣旨

この要領は、あきた材サポーターの登録に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) あきた材

県内及び隣県の森林から生産された原木（広葉樹にあっては、県外の森林から生産された又は輸入された原木及び一次加工品を含む）であって、県内で加工された木材製品。

(2) あきた材サポーター

秋田県と連携して住宅、店舗及び事務所等の建築（以下、「住宅等の建築」という。）において県産材利用の拡大及び強化に取り組むとともに、あきた材パートナーの開拓・登録に協力する木材関連商社、プレカット工場、木材関連団体、建築主等であって、本実施要領に基づき秋田県にサポーター登録した者。

(3) あきた材パートナー

県外であきた材の普及活動とともに、住宅等の建築においてあきた材の利用に取り組む工務店、住宅メーカー等であって、あきた材パートナー登録実施要領に基づき秋田県にパートナー登録した者。

(4) あきた材普及活動

県外において、広くあきた材をＰＲするため、あきた材パートナーが行う広報活動やイベント活動をいう。（別表１参照）

第３　あきた材サポーターの登録等

１　登録及び登録証の交付

(1) 知事は、第２の(2)に適した者に対して、登録依頼書（様式①）を送ることとする。

(2) 知事は登録依頼書（様式①別紙）に承諾があった場合は、あきた材サポーターに登録し、登録証（**様式②**）を交付するものとする。

２　登録事項の変更

(1) 次に掲げる登録事項に変更を生じた場合は、登録事項変更届出書（**様式③**）を知事に提出しなければならない。

①　登録された企業名称、代表者または本件責任者名及び住所の変更（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者または本件責任者の職・氏名）

②　前号に掲げるもののほか、知事が届出の必要があると認める変更

(2) 知事は、前項の登録事項変更届出書を受理した時は、その旨を通知するものとする。

３　登録の取消

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 登録依頼書（様式①、別紙）の記載内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 登録取消の申出があったとき。

(3) 森林関係法令等の違反など不適切な行為があったとき。

第４　その他

この定めにないものについては、必要により、県と協議して定めるものとする。

附則　　この要領は、令和８年 10 月１日から施行する。

別表１（第２の(4)関係）

あきた材普及活動
1　広報活動 ・ホームページへの掲載 ・自社パンフレット等への掲載 ・住宅関連雑誌等への掲載 ・のぼり旗等の設置 等 2　イベント活動 ・住宅の見学会又は内覧会の開催 ・住宅関連イベントへの出展 ・国産材利用促進等の関連イベントへの出展 ・森林ツアーや産地見学会の開催 等

様式①

令和　　年　　月　　日

企業名称
　代表者または本件責任者職氏名　　あて

秋田県知事　　鈴木　健太
（　公　印　省　略　）

あきた材サポーター登録について（依頼）

　県外住宅等の建築に係る県産材利用の拡大及びあきた材パートナーの開拓等について、御社と連携を図りたく、あきた材サポーターに登録したいと考えております。
　ついては、御承諾いただける場合は、別紙承諾書を林業木材産業課あてお送りくださるようお願いいたします。

様式①別紙

承　諾　書

秋田県知事

令和　　年　　月　　日

〒　○○○－○○○○
住所

企業名称
　代表者または本件責任者職氏名
電話番号

あきた材サポーターへ登録することを承諾します。

様式②

あきた材サポーター登録証

登録番号　　第　　号

企業名

住　　所

登録日　　令和　　年　　月　　日



秋田県知事　　鈴木　健太　秋田県知

様式③

令和　　年　　月　　日

秋田県知事

申請者　　住所　　〒○○○－○○○○

氏名　　（企業名称
代表者または本件責任者の
職・氏名）

電話番号

登録事項変更届出書

令和　年　月　日付けで登録された事項に変更が生じたため、あきた材サポーター登録実施要領第３の２(1)の規定により、下記のとおり届出ます。

	変更前	変更後
住　　所		
氏　　名		
その他事項		

※ 変更事項の内容を確認することができる書類を添付してください。